

地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて

「地域密着型金融についての評価と今後の対応について」(概要)
(金融審議会第二部会報告 平成19年4月5日)

○ 地域密着型金融の必要性・基本的考え方

- ・ 地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要
- ・ コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう、顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠
- ・ 地域の面的再生でも貢献可能(資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり)
- ・ 適切なコミットメント(地域貢献に際しては、コストを意識し、収益につながる持続可能な貢献が重要)

○ 地域密着型金融の具体的内容

➢ 金融機関に共通して取組みを求める内容として、地域密着型金融の本質に関わる以下の三点に限定。具体的取組みは金融機関に委ねる。

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

○ 地域密着型金融の推進体制

(1) 金融機関の態勢整備

- ・ 収益向上に結び付けていくための内部態勢の整備、経営資源の「選択と集中」
- ・ 地域の利用者ニーズに対応できる人材育成や活用、関係者との連携強化

(2) 金融機関への要請事項

- ・ 取組みの重点事項・目標の経営中期計画等への明示、達成状況の公表
- ・ 利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック

(3) 行政の関与のあり方

- ・ 画一的な計画策定・報告は求めず、自主的に策定する経営計画の内容・進捗状況を、通常の監督の中でフォローアップ
- ・ 年1回程度の実績公表、取組み事例公表
- ・ 利用者の声の把握と結果公表
- ・ 自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス(主要計数の開示要請、金融機関の取組み成果の発表機会提供等)

(4) 行政当局の態勢整備(中央・地方両レベルでの関係省庁との連携強化)

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正案(概要)
II-5 地域密着型金融の推進

1. 意義

(1) 経緯

- ・ 報告書において、これまでの成果等も踏まえ、地域密着型金融は、地域金融機関が引き続き取組みを進めていくべきものとの結論
- ・ 通常の監督行政の恒久的な枠組みで推進すべきとされたことから、地域密着型金融の推進について、監督指針に明確に記載

(2) 基本的考え方

⇒ 左記の報告書に記載されたものを改めて明示

2. 主な着眼点

(1) 態勢整備(金融機関の態勢面を検証)

- ・ 地域密着型金融を収益向上に結び付けていくための内部態勢整備
- ・ 経営資源の「選択と集中」の徹底状況
- ・ 推進の基本方針の開示(経営の中期計画等において明示されているか)及び職員への徹底の状況
- ・ 人材育成・活用、関係者との連携の状況
- ・ 利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック、利用者評価の業務への反映状況

(2) 具体的取組み(以下の三分野について、積極的に取組みを行っているか検証。具体的な手法については、報告書で示された項目は例示するに留め、金融機関の自主的判断に委ねる。)

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

3. 監督手法・対応

➢ 自由競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本とし、地域密着型金融が深化・定着するよう動機づけ、環境整備

➢ 個別手法の定量的な評価に終始せず、経営戦略全体における位置づけや取組みの深度等に十分留意

(1) 取組み状況の把握

- ・ 総合的ヒアリング・トップヒアリングによる定期的フォローアップ(自主的に策定する経営計画の内容及び進捗状況)
- ・ 年1回の実績とりまとめ公表
- ・ 利用者の声を把握する調査の年1回実施、結果公表

(2) 情報開示と市場規律を通じたガバナンス

- ・ 金融庁・財務局のホームページにおける主要計数及び取組み実績等の開示
- ・ シンポジウムを年1回以上、都道府県又は財務事務所単位で開催
- ・ 先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて、年1回事例紹介や顕彰等を実施